#### 表 心大血管リハビリテーション料(令和2年度 介護報酬改定)

.0.7 (		/ I BETINE/IIOANE/
	心大血管リハビリテーション料(I)	心大血管リハビリテーション料(Ⅱ)
算定日数	150 日まで(算定日数を超えた場合には	13 単位/月まで)
点数	205 点	125 点
機能訓練室	内法による測定で病院は 30 m² 以上,診	療所は 20 m <sup>2</sup> 以上
医師		循環器内科または心臓血管外科を担当する医師,心血管リハビリテーションの経験を有する医師が1名以上
医療職	,	経験を有する専従の常勤理学療法士及 び専従の常勤看護師が合わせて 1 名以 上
必要な機器	ア 酸素供給装置 イ 除細動器 ウル又はエルゴメータ オ 血圧計 カ	心電図モニター装置 エ トレッドミ 救急カート,運動負荷試験装置

<sup>\*</sup>早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算(起算日から 14 日目まで)1 単位につき 45 点、早期リハビリテーション加算(起算日から 30 日まで)30 点が加算される

### 表 脳血管疾患等リハビリテーション料(令和2年度 介護報酬改定)

	脳血管疾患等リハビリテー ション料(I)	脳血管疾患等リハビリテー ション料(Ⅱ)	脳血管疾患等リハビリテー ション料(Ⅲ)	
算定日数	180 日まで(算定日数を超えた場合には 13 単位/月まで)			
点数	245 点	200点	100 点	
機能訓練室	内法による測定で 160 m²以上	内法による測定で病院は 100 n	n²以上,診療所は 45 m²以上	
医師	専任の常勤医師が2名以上	専任の常勤医師が 1 名以上		
医療職	上, 専従の常勤作業療法士3 名以上, 言語聴覚を行う場合 には専従の常勤言語聴覚士1	専従の常勤理学療法士5名以上、専従の常勤作業療法士3名以上、言語聴覚を行う場合には専従の常勤言語聴覚士1名以上、合計4名以上	作業療法士又は常勤言語聴覚	
必要な機器	定器具,血圧計,平行棒,傾斜	去を行う場合は聴力検査機器,		

<sup>\*</sup>早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算(起算日から 14 日目まで)1 単位につき 45点、早期リハビリテーション加算(起算日から 30 日まで)30 点が加算される

#### 表 廃用症候群リハビリテーション料(令和2年度 介護報酬改定)

	廃用症候群リハビリテーション料(I)	廃用症候群リハビリテーショ ン料(Ⅱ)	廃用症候群リハビリテーショ ン料(Ⅲ)	
算定日数	120 日まで(算定日数を超えた場合には 13 単位/月まで)			
点数	180 点	146 点	77 点	
	脳血管疾患等リハビリテー ション料(I)の届出施設		脳血管疾患等リハビリテー ション料(Ⅲ)の届出施設	
医師	専任の常勤医師が 2 名以上	専任の常勤医師が 1 名以上		
医療職	ション料(I)の専従理学療	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)の専従理学療 法士,作業療法士,言語聴覚 士が兼任	ション料(Ⅲ)の専従理学療	

<sup>\*</sup>早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算(起算日から 14 日目まで)1 単位につき 45点、早期リハビリテーション加算(起算日から 30 日まで)30 点が加算される

### 表 運動器リハビリテーション料(令和2年度 介護報酬改定)

ZEEDING VICES VICENIA IN THE TOTAL VICENIA IN THE TOTAL VICENIA IN THE VICENIA IN				
	運動器リハビリテーション料(I)	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)	運動器リハビリテーション料 (Ⅲ)	
算定日数	150 日まで(算定日数を超えた場合には 13 単位/月まで)			
点数	185 点	170 点	85 点	
機能訓練室	内法による測定で病院は 100 m²以上,診療所は 45 m²以上 内法による測定で 45 m²以上			
医師	運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上			
医療職	専従の常勤理学療法士又は常 勤作業療法士が4名以上		専従の常勤理学療法士又は常 勤作業療法士いずれか 1 名以上	
必要な機器	各種測定器具(角度計,握力計 用鏡,各種車椅子,各種歩行補		歩行補助具, 訓練マット, 治療台, 重錘, 各種測定器具	

<sup>\*</sup>早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算(起算日から 14 日目まで)1 単位につき 45 点、早期リハビリテーション加算(起算日から 30 日まで)30 点が加算される

# 表 呼吸器リハビリテーション料(令和2年度 介護報酬改定)

	呼吸器リハビリテーション料(I)	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)		
算定日数	90 日まで(算定日数を超えた場合には 13 単位/月まで)			
点数	175 点	85 点		
施設基準	内法による測定で病院は 100 m²以上,診療 所は 45 m²以上	内法による測定で 45 m <sup>2</sup> 以上		
医師	呼吸器リハビリテーションの経験を有する専	任の常勤医師が 1 名以上勤務している		
医療職	専従の常勤理学療法士 1 名を含む常勤理学療法士, 常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士が合わせて 2 名以上勤務していること			
必要な機器	呼吸機能検査機器 血液ガス検査機器等			

<sup>\*</sup>早期からリハビリテーションを開始した場合には、初期加算(起算日から 14 日目まで)1 単位につき 45 点、早期リハビリテーション加算(起算日から 30 日まで)30 点が加算される

#### 表 その他のリハビリテーション料 (令和2年度 介護報酬改定)

	難病患者リハビリテー ション料	障害児 (者) リハビリテー ション料	がん患者リハビリテー ション料	認知症患者リハビリテー ション料
算定日数	1日1回まで	1日6単位まで		入院した日から起算して 1 年を限度として,週に 3 回にかぎり算定する
点数	640 点	6 歳未満 225 点 6 歳以上 18 歳未満 195 点 18 歳以上 155 点	i e	240 点
施設基準		内法で病院60 m²以上,診療所45 m²以上,患者一人 当たり4 m² を標準とする		
医師	専任の常勤医師 1 名以 上	専任の常勤医師 1 名以上	適切な研修を修了した 常勤医師 1 名以上	適切な研修を修了した常 勤医師 1 名以上
医療職	作業療法士または言語	専従の常勤理学療法士, 常勤作業療法士合わせて 2 名以上		常勤の理学療法士,常勤 作業療法士,常勤言語聴 覚士が1名以上
必要な機器		正用鏡訓練マットとその付 (角度計,握力系など)	歩行補助具,訓練マット,治療台,重錘,各 種測定用具など	対象患者の状態と目的に 応じたものを具備

<sup>\*</sup>難病患者リハビリテーション料については退院日から起算して3ヶ月を限度として次に掲げる点数を1日につき加算する。①退院日から起算して1ヶ月以内に行われた場合280点/日、②退院日から起算して1月を超え、3月以内に行われた場合140点/日

## 表 総合リハビリテーション総合計画評価料、リハビリテーション計画提供料(令和2年度 介護報酬改定)

	リハビリテーション総合計画 評価料 1	リハビリテーション総合計画 評価料 2	( Contract of the Contract of	リハビリテーション 計画提供料 2
算定時期	1月1回まで		書類提供時	退院時の1回
点数	300 点	240 点	275 点	100点
対象患者		・脳血管疾患等リハ料(I) (I) ・廃用症候群リハ料(I)(II) ・運動器リハ料(I)(II) 以上の算定患者で介護リハビ リテーションの利用を予定し ている患者	料, 廃用症候群リ ハ料, 運動器リハ 料を算定している 要介護認定審査中	